

# セルフメディケーション税制について

## 制度の概要

健康の維持増進及び疾病の予防への取組として、一定の取組を行っている居住者が、平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために、その年中に支払った特定一般用医薬品等の購入の対価が、1 万 2 千円を超えるときは、その超える部分の金額（最高 8 万 8 千円）について、その年分の総所得金額等から控除することができることとなりました。

なお、**従来の医療費控除とは選択適用となるので、どちらか有利な制度を選択**することとなります。

## 制度の適用要件

- ・ セルフメディケーション税制の適用を受けようとする年分に健康の保持増進及び疾病への取組として「一定の取組」※<sup>1</sup>を行っている居住者であること※<sup>2</sup>
- ・ 一定額以上の特定一般用医薬品等※<sup>3</sup>を購入していること

※<sup>1</sup> 「一定の取組」には下記のようなものがあります。

- ・ 健康保険組合、市町村国保等が実施する健康診査（人間ドック、各種検診等）
- ・ 市町村が健康増進事業として行う健康診査
- ・ 予防接種（定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種）
- ・ 勤務先で実施する定期健康診断（事業主健診）
- ・ 特定健康診査（メタボ健診）、特定保健指導
- ・ 市町村が健康増進事業として実施するがん健診

※<sup>2</sup> 「一定の取組」は、申告する本人が行っていれば良く、その家族が行っている必要はありません。

※<sup>3</sup> 特定一般用医薬品等とは、医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から、ドラッグストアで購入できる OTC 医薬品に転用された医薬品（スイッチ OTC 医薬品）をいいます（識別マークが印刷やシールで明記されています。）。

## 控除を受けるための手続き

確定申告書に下記の書類を添付することが必要となります。

- ・ 特定一般用医薬品等の購入費の明細書（その領収をした金額のうち、特定一般用医薬品等購入費に該当するものの金額が明らかにされているものに限りです。）
- ・ 適用を受けようとする年に一定の取組を行ったことを明らかにする書類※

※ **健康診断等の結果通知表は、写しでの提出が可能であり、診断結果部分は必要ありません。**

## 従来の医療費控除とセルフメディケーション税制との選択適用

1年間に支払った医療費の中で「スイッチ OTC 薬品」の購入額がいくらかにより、従来の医療費控除とセルフメディケーション税制のどちらで申告した方が有利<sup>※1</sup>となるかを判断する必要があります。

### 【医療費控除制度の選択事例】

【設 例】 16 万円の医療費を支払った場合（本人の所得金額が 200 万円以上）

(1) 16 万円の医療費のうち、OTC 医薬品が 90,000 円の場合

OTC 医薬品 (90,000 円)		その他の医療費 (70,000 円)	
控除額 12,000 円	メディケア適用額 78,000 円		
控除額 100,000 円		医療費控除適用額 60,000 円	

メディケア適用額 (78,000 円) > 医療費控除適用額 (60,000 円)

(2) 16 万円の医療費のうち、OTC 医薬品が 50,000 円の場合

OTC 医薬品 (50,000 円)		その他の医療費 (110,000 円)	
控除額 12,000 円	メディケア適用額 38,000 円		
控除額 100,000 円		医療費控除適用額 60,000 円	

メディケア適用額 (38,000 円) < 医療費控除適用額 (60,000 円)

### 《注意事項》

- ※1 所得金額が 200 万円を超える納税者の場合は、1年間に支払った医療費の総額が 188,000 円を超える場合には、従来の医療費控除を選択した方が有利となります。
- ※2 セルフメディケーション税制又は従来の医療費控除を選択して確定申告書を提出した場合には、申告期限後において納税者が更正の請求をし、又は修正申告書を提出する場合において、選択替えをすることはできないとされています。

## 医療費の領収証等の取扱いの変更

従来、医療費控除の適用を受ける場合には、確定申告書の提出の際、医療費の領収証の添付又は提示が必要でしたが、平成 29 年度税制改正で、原則として、医療費の領収書に代えて、「医療費の明細書」<sup>※1</sup>又は「医療費通知書（医療費のお知らせ）」<sup>※2</sup>を添付することとされました。<sup>※3</sup>

- ※1 「医療費の明細書」を添付した場合は、確定申告期限等から 5 年間医療費の領収書の保存が義務づけられています。
- ※2 医療費通知書を添付した場合には、保存義務の対象から除外されました。
- ※3 経過措置として、平成 31 年分までの確定申告については、従来の医療費の領収証又は医薬品購入費の領収証の添付又は提示もできます。